

令和7年2月26日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
X-062	ウクライナ負傷兵の自衛隊病院等への受け入れに係る運営業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：令和7年4月1日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和7年3月21日（金）10：45

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
（4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（6）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、代金の精算に関する特約条項

11. そ の 他

- （1）細部入札要領については別添配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
（2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
（3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
（4）契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
（5）この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年3月12日（水）12：00までに提出しなければならない。
（6）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年3月18日（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。

(7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス: naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名: ○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 黒田 電話 03-3268-3111 内線 20822

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- (1) 観光庁長官又は都道府県知事による旅行業の登録を受けていること（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条及び第67条参照）。
- (2) 日本語検定N2以上又は同等の日本語力を持つ通訳を手配できること。

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

3月12日（水）12：00

仕 様 書		
件 名	ウクライナ負傷兵の自衛隊病院等への受け入れに係る運営業務	作 成 年 月 日
		令和 7 年 2 月 1 2 日
		人事教育局衛生官付

1 総則

この仕様書は、ウクライナ負傷兵の自衛隊中央病院、防衛医科大学校病院及び入間病院（以下「自衛隊病院等」という。）への受け入れに係る運営業務について規定する。

2 目的

ロシアによるウクライナ侵略により、ウクライナ側に多くの死傷者が出ているところ、ウクライナ側よりウクライナ負傷兵について、自衛隊病院でリハビリのための治療の実施について打診があった。

このため、防衛省・自衛隊において検討した結果、リハビリ機能を持つ自衛隊病院等にウクライナ負傷兵を入院させ、所用の治療を行うことを目的とする。

3 役務内容

別紙第 1 の内容に基づき、必要な手配等を行うこと。

4 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

5 契約相手方の条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a）観光庁長官又は都道府県知事による旅行業の登録を受けていること（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 3 条及び第 6 7 条参照）。

6 役務実施に当たっての留意事項

本事業が防衛省の委託により実施される事業であることを十分に踏まえ、契約相手方は、その遂行に当たり、官側の指示・監督に従い実施すること。

7 情報保全

契約相手方は、この業務の履行に当たり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は契約終了後も継続すること。

8 その他の指示事項

8.1 貸付品

契約相手方は、役務の実施に必要な官側の保有する資料等について、官側と細部を協議の上、無償で借受け又は閲覧することができる。

8.2 官側における支援

契約相手方は、役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、官側が必要と認めた事項について無償で支援を受けることができる。

8.3 所有権及び著作権

この仕様書により作成した成果物等に関する全ての所有権及び著作権は、官側に帰

属すること。ただし、成果物等の中で使用している資料等のうち、契約相手方がこの役務の契約以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

8.4 役務に従事する者の申請

契約相手方は、この役務に従事する者について、役務従事者名簿を契約後速やかに作成、官側に提出し、承認を得るものとする。この役務に従事する者の追加、変更等が生じた場合には、遅滞なく承認を得るものとする。

8.5 第三者の従事

契約相手方は、この役務に第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。

8.6 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律等の遵守

調達物品が、特定調達品目（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）」）の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

9 確認及び検査

9.1 役務完了の確認

契約相手方は、役務完了時、防衛省人事教育局衛生官付支出負担行為担当官補助者の確認を受けるものとする。

9.2 検査

検査については、本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者等が実施する。

10 その他

本運營業務において、業務終了後精算とするものについては別紙第2のとおりとする。この仕様書に疑義が生じた場合、支出負担行為担当官等と協議すること。

業務内容

1. 全般事項

- (1)業務の全般調整及び円滑な実施のため、業務責任者を置くこと。
- (2)航空会社に連絡し、ウクライナ負傷兵が支援を受けられるようにすること。細部については、「2. 具体的な業務」に示す。
- (3)ワルシャワ・ショパン空港と成田空港の往復航空券を手配すること。細部については、「2. 具体的な業務」に示す。
- (4)成田空港と自衛隊中央病院（東京都世田谷区）、防衛医科大学校病院（埼玉県所沢市）又は自衛隊入間病院（同入間市）との間に車両（運転手含む）及び送迎員を手配すること。細部については、「2. 具体的な業務」に示す。

2. 具体的な業務

2.1 官側等との打ち合わせ

契約相手方は、以下の項目を踏まえ、官側等と打ち合わせを実施すること。

契約相手方は、官側（及び必要に応じ、本役務の実施に係る施設等）と打合せを実施し、本役務の実施に万全を期すこと。官側との打ち合わせは、防衛省（東京都新宿区市ヶ谷本村町 5－1）において実施するものとする。

2.2 航空機搭乗の際の連絡等

契約相手方は、ウクライナ負傷兵がワルシャワ・ショパン空港から航空機に搭乗する際、事前に当該航空機を運航する航空会社に身障者が搭乗する旨連絡し、航空会社の社員による支援が得られるよう依頼するものとする。また、ウクライナ負傷兵が航空機に搭乗したかを確認し、速やかに官側にメールで連絡するものとする。

2.3 輸送に係る手配

契約相手方は、以下の事項について、必要な手配をすること。

2.3.1 航空券の手配

契約相手方は、ワルシャワ・ショパン空港と成田空港の車椅子でも搭乗可能な往復航空券（空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ、現地空港税等を含む）を手配すること。日時等は官側で指示する。航空券は航空便の変更が可能なものとする。当該航空券の手配に係る費用については後日実費精算するため、一律計上すること。（※別紙第 2 参照）

2.3.2 車両（運転手含む）及び送迎員の手配

成田空港と自衛隊中央病院、防衛医科大学校病院又は自衛隊入間病院との間に車両（運転手含む）を往復手配すること。車両は車椅子に乗ったままで 2 名以上乗降可能な車両とすること。また、送迎員を手配し、往路についてはウクライナ負傷兵が成田空港に到着した際、航空便の機側まで出迎え、自衛隊病院等まで送ること。復路については、各病院から成田空港を出発する航空便の出発カウンターまでウクライナ負傷兵を送ること。

2.4 保険の手配

ウクライナ負傷兵の海外旅行保険を手配すること。なお、付保額は以下と同等以上とし、期間はワルシャワ出発時から 6 か月とする。

・傷害死亡	1,000万円	・傷害後後遺障害	1,000万円
・治療・救済費用	2,000万円	・疾病死亡	1,000万円
・賠償責任	1億円		

手配する保険は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症についても補償対象（上限 1,000 万円程度）となるものであること。

2.5 通訳の手配

防衛省市ヶ谷地区、自衛隊中央病院、防衛医科大学校病院又は自衛隊入間病院に日本語・ウクライナ語の逐次通訳を手配すること。通訳の派遣は、1 週間に 2 回（1 回につき 2 時間）の手配を 2 か所で行うことを基準とする。ただし、基準以上手配するよう指示があった場合は可能な範囲で手配を行うこと。これには 1 日 2 回以上手配する場合を含む。

通訳者は、日本及びウクライナに係る二国間の通訳の経験を有しており、日本語検定 N 2 以上又は同等の日本語力を持つこと。また、逐次通訳者の選定にあたっては、当該通訳者の実績表（様式適宜）を官側に提出し、官側の了承を得るものとする。移動手段等の通訳者に係る諸費用は受注者において確保し、それに係る費用は受注者が行うものとする。

2.6 その他の手配等

- (1)本事業に係る役務において、送迎者に係る諸費用は、契約相手方の負担とする。
- (2)本事業に係る役務において、送迎者の新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止措置に係る費用は、契約相手方の負担とする。

以上

精算品目一覧表

(税別)

番号	業 務 名	基準単価 (単位 : 円)		上限数量	備考
1	往復航空券の手配 (ウクライナ ー成田、成田ーウクライナ)	1 式	600, 000	1 0 式	金額の精算 (実費精算)
2	車両の手配 (成田ー病院)	1 回	—	1 0 回	数量の精算
3	車両の手配 (病院ー成田)	1 回	—	1 0 回	数量の精算
4	送迎員の配置 (成田ー病院)	1 回	—	1 0 回	数量の精算
5	送迎員の配置 (病院ー成田)	1 回	—	1 0 回	数量の精算
6	保険の手配 (6 か月)	1 名分	—	1 0 回	数量の精算
7	通訳の手配	1 回	—	1 0 4 回	数量の精算